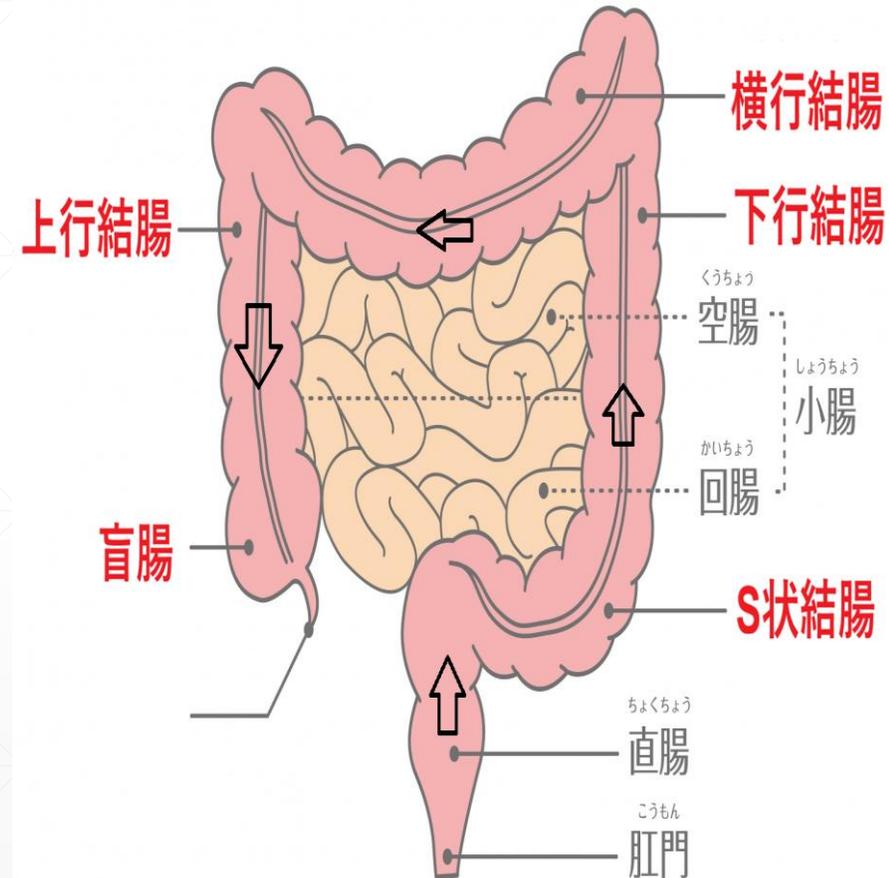


第4回 医療一般勉強会

胃・十二指腸ファイバースコープと
大腸内視鏡検査

D313 大腸内視鏡検査

- 1 ファイバースコープによるもの
 - イ S状結腸 (900点)
 - ロ 下行結腸及び横行結腸 (1,300点)
 - ハ 上行結腸及び盲腸 (1,550点)
- 2 カプセル型内視鏡によるもの (1,550点)



D313 大腸内視鏡検査

1 ファイバースコープによるもの

【加算】

- 粘膜点墨法加算 (60点)
- 狭帯域光強調加算 (200点)
- バルーン内視鏡加算 (450点)
- 内視鏡的留置術加算 (260点)

2「カプセル型内視鏡によるもの」を併せて2回以上行った場合には、主たるもののみ算定する。

ただし「ファイバースコープを実施したが、癒着等により回盲部まで到着できなかった患者」にカプセル内視鏡を用いた場合は併せて2回に限り算定できる

【通 則】

※超音波内視鏡検査を実施した場合は超音波内視鏡加算300点加算する

※胃・十二指腸ファイバーと大腸内視鏡検査について、同一の患者に同一月において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数で算定する。

• 胃・十二指腸ファイバーと大腸内視鏡検査を同日・同月に実施しても減算なし

※当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

• 初診料を算定した日に限り算定できる

• 他の医療機関で撮影した、胃ファイバー写真と大腸ファイバーの写真の診断を行った場合は診断料をそれぞれ算定できる

※緊急のために休日や診療時間以外の時間や深夜に実施した場合はそれぞれの所定点数を加算した点数で算定する。

- イ 休日加算 100分の80
- ロ 時間外加算（入院中の患者以外） 100分の40
- ハ 深夜加算 100分の80

二 夜間・休日の初診外来を担う医療機関において入院中の患者以外に対して、検査の開始時間がイロハの時間であった場合は100分の40

算定できる場合

- 時間外加算等が算定できる初診又は再診に引き続き行われた緊急内視鏡検査
- 初診又は再診（時間内）に引き続いて、必要な検査等を行った後に速やかに内視鏡検査を行った開始時間が、時間外加算等の対象の時間に検査が開始された場合（初診又は再診（来院）から8時間以内）

算定できない場合

- 医療機関の都合により休日・時間外・深夜に行われた場合には算定できない
- 加算の時間の取り扱いは初診料と同様であるが、夜間・早朝等加算を算定する場合にあっては加算を算定しない

適応疾患

【胃・十二指腸ファイバー】

急性・慢性胃炎、急性胃粘膜病変、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃ポリープ、胃がん、十二指腸乳頭部癌、粘膜下腫瘍、寄生虫症（アニサキス）異物誤飲など

【大腸ファイバー】

腸炎、潰瘍性大腸炎、クローン病、腸結核、大腸ポリープ、直腸ポリープ、大腸癌、直腸癌、大腸腫瘍、結腸室炎、アミロイドーシス、虚血性腸炎など

算定例（レセプト）

*胃・十二指腸ファイバースコープ

1140 × 1

キシロカインゼリー2% 5mL
キシロカインポンプスプレー8% 0.4g
キシロカインビスカス2% 5mL



局所麻酔

プロナーゼMS 20,000単位 1



胃内粘液の溶解除去薬

ソリターT1号輸液 500mL 1袋



輸液

ミダゾラム注射液10mg「NIG」
2mL 1管



鎮静剤

アネキセート注射液0.5mg
5mL 1管



呼吸促進剤（鎮静からの覚醒）

炭酸水素ナトリウム「VTRS」原末 1g



上部消化管の制酸作用

ジメチコン内用液2%「ホリイ」 5mL



胃内有泡性粘液の除去剤

251 × 1



算定例（レセプト）

| | | | |
|--|------|---|---|
| * 大腸内視鏡検査（ファイバースコープによるもの）（上行結腸及び盲腸） | 1550 | × | 1 |
| キシロカインゼリー2% 5mL | | → | |
| グルカゴン注射用1単位「ILS」 1U. S. P. 単位（溶解液付） | 1瓶 | → | |
| ソリターT1号輸液 500mL | 1袋 | → | |
| ミダゾラム注射液10mg「NIG」 2mL 1管 | | → | |
| アネキセート注射液0.5mg 5mL 1管 | | → | |
| ソセゴン注射液15mg 1管 | | → | |
| ガスマチン錠5mg 1錠 | | → | |
| モビプレップ配合内用剤 1袋 | | → | |
| ジメチコン内用液2%「ホリイ」 5mL | | → | |
| | 602 | × | 1 |

局所麻酔

胃腸の動きを止める抑制剤

輸液

鎮静剤

呼吸促進剤（鎮静からの覚醒）

解熱鎮痛消炎剤

腹部膨満感を軽減させる

腸の中を空にする経口腸管洗浄剤

腸内有泡性粘液の除去剤



粘膜点墨法加算 (60点)

【要件】

内視鏡観察の際に、病変部位に生体用色素をマーキングした場合に算定できる加算。
薬剤（インジゴカルミン液、メチレンブルーなど）→加算の所定点数に含まれる

【目的】

生検による病理組織学的検査の部位や、治療範囲決定、後日行われる手術治療の範囲追跡などのため、病変部位の周囲との境界を明瞭にし、コントラストや凹凸変化、色調変化を強調する

以上のことから、「逆流性食道炎」「胃炎」に対する、
粘膜点墨法加算の算定は、原則認められない
(R6.12月27日支払基金・国保統一事例)

狭帯域光強調加算 (200点)

【要件】

検査中に悪性病変を疑い、狭帯域光強調や画像強調観察の機能がある内視鏡システムを使用し観察を行った場合。

【目的】

- ・ 悪性病変は周囲の正常な粘膜と色が似ていることがあり、通常の白色光では見落とされる可能性があるため、光を当てて粘膜内の血管をより鮮明に観察するため
- ・ ポリープや病変が良性か悪性かある程度判断するため
- ・ がんの境界がどこまで広がっているか見極めるため

狭帯域光強調加算 (200点)

拡大内視鏡を用いて、病変部の悪性腫瘍の鑑別を目的に行う検査であるため、次の傷病名は原則として認められない

- ・胃静脈瘤、食道静脈瘤
- ・逆流性食道炎
- ・慢性胃炎、胃炎
- ・十二指腸潰瘍

大腸も同様に悪性腫瘍（疑い）の病名が必要

(R6.12月27日支払基金・国保統一事例)

【粘膜点墨法と狭帯域光強調加算の併算定】

粘膜点墨法は病変をマーキングし、その位置を明確にする手技で、狭帯域光強調加算は特殊光を用いて病変部を観察する手技であり、それぞれ目的が違うため、悪性腫瘍（疑いを含む）に対しては併算定は可能

D414 内視鏡下生検法（1臓器につき） 310点

内視鏡下で炎症やポリープ、癌など、病気が疑われる部分の粘膜組織を専用の鉗子で採取する。病理組織検査などの材料を得るために行う。

N000 病理組織標本作製（T-M）

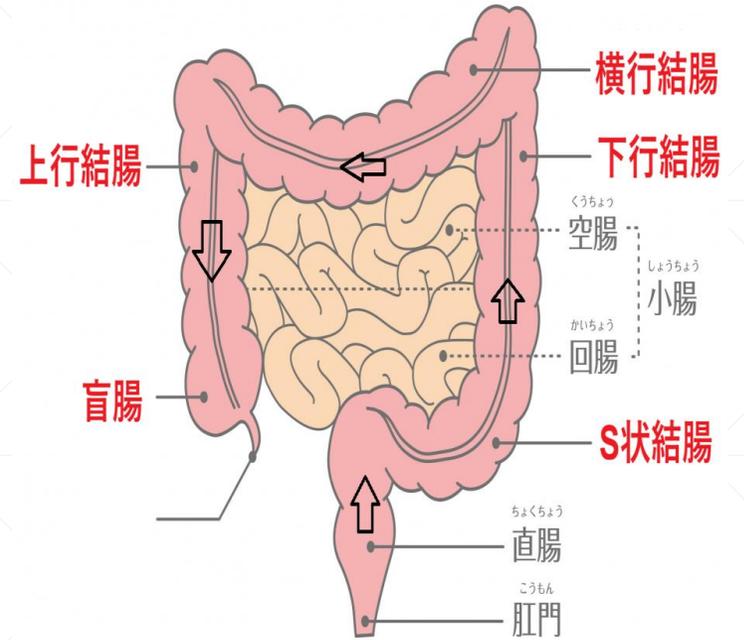
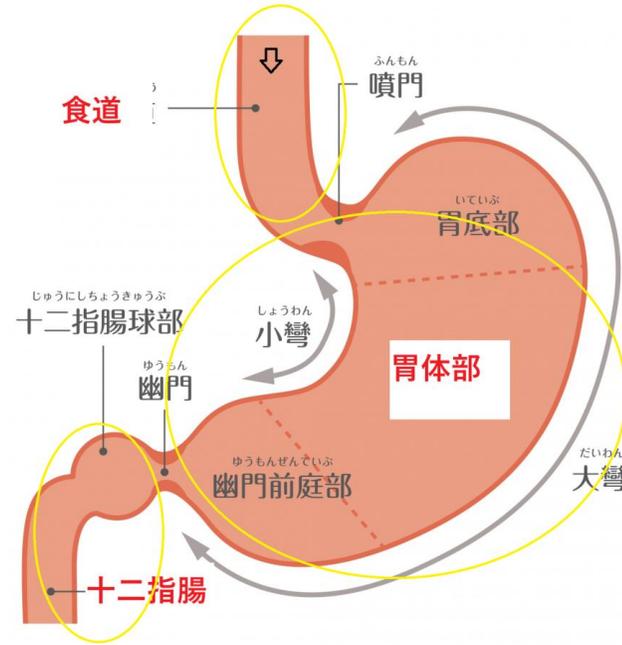
1. 組織切片によるもの（1臓器につき） 860点

内視鏡や手術などで採取された組織を、顕微鏡で観察できる状態（プレパラート）に標本作製し診断を行う

N007 病理判断料 130点（月に1回）

1 臓器につき とは

- ア 気管支及び肺臓
- イ 食道
- ウ 胃、十二指腸
- エ 小腸
- オ 盲腸
- カ 上行結腸、横行結腸、下行結腸
- キ S状結腸
- ク 直腸
- ケ 子宮体部、子宮頸部



例) 1回の内視鏡検査で、
組織を上行結腸と下行結腸から2箇所から
採取したとしても、カの1臓器として算定

3 臓器以上を行ったとしても 3 臓器を限度として算定

算定例（レセプト）

| | | | |
|----------------------|------|----|---|
| *胃・十二指腸ファイバースコープ | | | |
| 狭帯域光強調加算（検査） | 1340 | × | 1 |
| キシロカインゼリー2% 5mL | | | |
| キシロカインポンプスプレー8% | 0.4 | g | |
| キシロカインビスカス2% 5mL | | | |
| プロナーゼMS 20,000単位 | 1 | | |
| ソリターT1号輸液 500mL | 1 | 袋 | |
| ミダゾラム注射液10mg「NIG」 | | | |
| 2mL | 1 | 管 | |
| アネキセート注射液0.5mg | | | |
| 5mL | 1 | 管 | |
| 炭酸水素ナトリウム「VTRS」原末 | 1 | g | |
| ジメチコン内用液2%「ホリイ」 | 5 | mL | |
| | 251 | × | 1 |
| *内視鏡下生検法（1臓器につき） | 1 | 臓器 | |
| ウ 胃及び十二指腸 | 310 | × | 1 |
| *病理組織標本作製（組織切片によるもの） | | | |
| 1臓器 | 860 | × | 1 |
| *病理判断料 | 130 | × | 1 |

- 臓器の数を記載
- 採取した組織の具体的な臓器・部位を、ア～ケから選択し摘要欄に記載する
- 適応病名は「悪性腫瘍（疑いを含む）」が必要



ご清聴ありがとうございました。

実際にあった算定誤りや査定内容、疑問等がありましたらぜひ聞かせてください。



- ・内視鏡検査の前日に服用する下剤を内服薬として処方料などを算定していた。検査に関連するものなので薬剤のみ算定する。
- ・紙カルテで検査伝票から会計をする病院での胃・十二指腸ファイバーと大腸内視鏡検査の算定誤り
- ・地域差もあると思うが、「食道」に関する病名のみの場合、胃・十二指腸ファイバーから食道ファイバーに査定

ミタゾラム等の鎮静剤を使用した場合のコメントは、今も必要でしょうか？

次回の医療一般勉強会 3月17日（火）13：00から ※社外向け